

平成 27 年度第 4 回教育研究評議会議事要録

日 時：平成 27 年 7 月 23 日（木）15:00～16:00

場 所：事務局第 1 会議室

出席者：山口学長、佐藤理事、齊藤理事、小見理事、吉澤理事、中林副学長、吉田副学長、伊藤副学長、川又副学長、市橋人文社会科学研究科長、高木教養学部長、薄井経済学部長、細渕教育学部長、坂井理工学研究科長、鈴木理学部長、重原工学部長、柳澤評議員（人文社会科学研究科）、薄井評議員（教育学部）、堀尾評議員（理工学研究科）

同 席：佐藤監事、尾崎監事

◎ 前回議事要録の確認

議事に先立ち、高都総務課係員から、平成 27 年度第 3 回教育研究評議会議事要録の説明があり、了承された。

【報告事項】

1. 大学間及び部局間交流協定の締結状況について

中林副学長から、配付資料 2 に基づき、本学と各大学との大学間・部局間交流協定を新規締結・更新した旨報告があった。

【審議事項】

1. 平成 28 年度学年暦について

齊藤理事から、配付資料 3 に基づき、平成 28 年度学年暦（案）について説明があり、審議の結果、授業期間について了承された。なお、クォーター制を導入する場合には、教育研究評議会に改めて諮ることとした。

次いで、当該議題に関連してクォーター制の導入について種々議論があった。

（主な意見・議論等）

- ・ 8 週間の授業期間で試験日を確保できるのか。
→ 週 2 回の 7 週間の授業期間及び最終週の 1 回目の授業で 15 回の授業回数を確保し、最終週の 2 回目の授業日を試験日とすることができる。
- ・ セメスター制とクォーター制の授業が並存すると、セメスター制の授業の受講が困難になり、学生が受講できる授業の選択肢が狭まるのではないか。
- ・ 学部毎でクォーター制の実施状況が異なると、他学部履修を行う学生に混乱が生じるのではないか。
- ・ 全学的なクォーター制導入には学則の改正が必要ではないか。
- ・ クォーター制導入の際は、学費の納付時期、授業登録期間及び成績評価に

についても、クォーター毎での対応が可能かについて検討する必要がある。

- ・ 小学校及び中学校の両方の教諭免許を取得する学生は2年生の後期から専門科目を受講する必要があるため、クォーター制の実施に当たっては留意願いたい。
- ・ クォーター制導入は教育実習とのスケジュール調整に懸念がある。
→クォーター制の期間にあわせて教育実習を実施できれば、二重履修の回避には有用となる。

2. ノンディグリープログラムの開設に伴う大学院学則の一部改正及びノンディグリープログラム規則の制定について

齊藤理事から、配付資料4に基づき、以下の趣旨による学則の一部改正及び当該規則の制定について説明があり、審議の結果、了承された。

- ・ 社会人の学び直し及び生涯学習に対する社会的要請に応えるため、社会人の大学院進学を促進することを目的としたノンディグリープログラムの開設に伴う学則の一部改正及び規則の制定。

3. 平成26年度計画評価書（案）について

川又副学長から、配付資料5に基づき、加筆・修正意見を反映させた年度計画評価書が完成したので、教育研究評議会の議を経て、学長の承認を得た後、評価室ホームページにて学外に公表する旨説明があり、審議の結果、了承された。

<次回日程>

9月24日（木）15:00～